第７号様式（第９条関係）
（その１）

平成 27 年分
（平成　　年　　月　　日開催分）

埼玉県 収受 28.5.13 選挙管理委員会

収支報告書

（ふりがな）
1．政治団体の名称　税理士による木島あつし後援会（関東信越税理士会上尾支部内）
2．主たる事務所の所在地　上尾市本宮南 88-12
3．代表者の氏名　榎本幸雄
4．会計責任者の氏名　関根勲

事務担当者の氏名
永山陽一
（電話）048－771－5645

収受		チェック	
若山		11	八

一連番号
1501

団体コード	年分	異動	表番	行番	届出年月日
21152227	27	1	01	0000	H

異動
1 新規
2 修正
3 取消

10310

政治団体の区分
- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動の区分
- ☐ ２以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名：木島敦

公職の種類：衆議院議員

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

10 13
0200

収　支　の　状　況

（その２）

１．収支の総括表

	14	16	77												88
収入総額	0	1	0			十億			百万	4	0	9千	0	5	7円
（前年からの繰越額）	0	2	0							1	1	9	0	2	3
（本年の収入額）	0	3	0							2	9	0	0	3	4
支出総額	0	4	0							3	6	9	9	9	6
翌年への繰越額	0	5	0								3	9	0	6	

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額	0	6	0			十億			百万	1	4	0千	0	0	0円
員数	0	7	0											1	4人

(2) 寄附

ア　寄附（イを除く。）の区分	REC No.			金額										備考		
						十億			百万			千			円	
(ア) 個人からの寄附	0	8	0													
（うち特定寄附）	0	9	0													
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0													
(ウ) 政治団体からの寄附	1	1	0							1	5	0	0	0	0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	1	2	0							1	5	0	0	0	0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	1	3	0													
イ 政党匿名寄附	1	4	0													
合計（ア+イ）	1	5	0							1	5	0	0	0	0	

10 13
0	5	0	0

（その６）

(6) その他の収入

14 16	17 摘　要 76	77 金　額 88 十億 百万 千 円	備　考
	確定給付企業年金等の支給　普通預金利息	3 4	
8 0 0	この頁の小計	3 4	
8 1 0	1件10万円未満のもの	~~3 4~~	
9 0 0	合　計	3 4	

10 13
0611

政治団体用
~~(法人・その他の団体用)~~

(その7)

政治団体

~~法人・その他の団体~~

(7) 寄附の内訳

14 16	17 団体の名称 76	77 金額 88	年月日	寄附者の区分 89 主たる事務所の所在地 108	代表者の氏名	備考
	埼玉県税理士政治連盟	十億 百万 千 円 100,000	27.2.10	さいたま市中央区新都心4-323-13 OLSビル 1K F	井部俊一	
	埼玉県税理士政治連盟	50,000	27.3.31	さいたま市大宮区大成町1-289-2	渡邊將男	

800	この頁の小計	150,000	
810	その他の寄附		
900	合計	150,000	

10 13
1400

(その13)

3．支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	14 16	金額 77 88 十億 百万 千 円	備考
1 経常経費	010		
(1) 人件費	010		
(2) 光熱水費	020		
(3) 備品・消耗品費	030		
(4) 事務所費	040		
小計	800		
2 政治活動費	050		
(1) 組織活動費	050	343 1484	
(2) 選挙関係費	060		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	070		
ア 機関紙誌の発行事業費	080		
イ 宣伝事業費	090		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	095		
エ その他の事業費	100		
(4) 調査研究費	110		
(5) 寄附・交付金	120		
(6) その他の経費	130	26 8 4 8	
小計	801	369 9 9 6	
合計	900	369 9 9 6	

（その15）

(3) 政治活動費の内訳														項目別区分 組織活動費 （ ）			
支出の目的	金額													年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
				十億		百万		千			円						
国会議員と意見交換会 政策予算勉強会							3	3	8	1	4	8	/	27.12.2	(有)メリーランドトラベル	上尾市上66/-3	
この頁の小計							3	3	8	1	4	8	/				
その他の支出									5	0	0	0					
合計							3	4	3	1	4	8	/				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳													項目別区分 その他の経費 ()			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億		百万		千				円							
大島敬七父葬様					1	0	0	0	0	/			62.8.24	大島あつし事務所	福川市泉2-11-32	
〃 生花及び祭祀料						1	6	8	4	8	/		62.8.24	大島あつし事務所	福川市泉2-11-32	
この頁の小計						2	6	8	4	8	/					
その他の支出																
合計						2	6	8	4	8	/					

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

1. 領収書等の写し

2. 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3. 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 28 年 5 月 13 日

政治団体の名称 秋田をにまる会あつし後援会

会計責任者の氏名 関根 智 印

※解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

代表者の氏名 印

政治資金監査報告書

平成28年5月 6日

税理士による大島あつし後援会
代表　榎本幸雄

登録政治資金監査人　荒井一浩
登録番号　第　1148号
研修終了年月日　平成20年11月14日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」）という。第19条の13第1項の規定に基づき、「税理士による大島あつし後援会」の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は「税理士による大島あつし後援会」の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）　法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4)　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について領収書等を徴し難かった支出の明細書等は会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

「税理士による大島あつし後援会」と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、「税理士による大島あつし後援会」と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上